



令和8年（2026年）8月19日

物価高騰対策（水道基本料金の減免等）について

令和8年（2026年）4月2日の新年度市長記者会見等でお知らせしておりました標記の件について、上下水道料金システム改修などの準備が整ったため、**別紙**のとおり減免開始時期などをお知らせします。

【お問い合わせ先】

A 上水道をご契約世帯 B 下水道のみをご契約世帯

上下水道局 総務部 料金課 電話：096－381－1099
課長：北口 浩之（きたぐち ひろゆき）
担当：藤森（ふじもり）、藤山（ふじやま）

C 農業集落排水処理施設をご利用世帯

農水局 農政部 農地整備課 電話：096－328－2953
課長：末永 剛（すえなが つよし）
担当：元村（もとむら）、庄野（しょうの）

D 井戸水利用かつ浄化槽利用世帯又はくみ取り便槽利用世帯

環境局 資源循環部 浄化対策課 電話：096－328－2366
課長：八浪 哲也（やつなみ てつや）
担当：永廣（ながひろ）、鳥越（とりごえ）

物価高騰対策(水道基本料金の減免等)について

1 対策の概要について

	基本料金減免の区分	世帯数	割合	減免月数	減免金額(4か月分)
A	上水道	約334,000	97%	4か月	3,960円 ※料金メーターの口径で異なる
B	下水道	約4,800	3%		3,560円
C	農業集落排水処理施設	約700			3,560円
D	井戸水利用かつ浄化槽利用世帯又はくみ取り便槽利用世帯	約4,500		給付	3,560円

A 上水道をご契約世帯

B 下水道のみをご契約世帯

C 農業集落排水処理施設をご利用世帯 D 井戸水利用かつ浄化槽利用世帯又はくみ取り便槽利用世帯

2 上水道料金(A)及び下水道使用料(B)について※申請不要

(1)減免期間 (お住まいの地区ごとに検針時期が異なります。)

① 奇数月検針地区

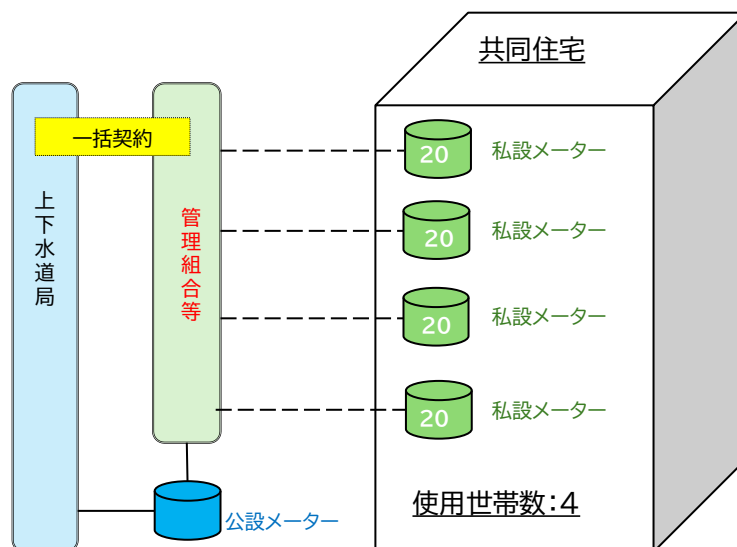
・概ね白川右岸である西部地区(旧富合町・城南町を含む) **令和8年10月～令和9年1月の4か月**

② 偶数月検針地区

・概ね白川左岸である東部地区 **令和8年11月～令和9年2月の4か月**



(2)管理組合等が入居者分の料金をまとめて支払う共同住宅への対応



■減免額 ≪参考:上図の場合≫ (1か月あたり)・1,364円(口径20mm) ×4世帯 = **5,456円**

今回の水道基本料金減免は当局と直接給水契約を締結している方に対して行います。

しかしながら、本市には当局と管理組合等が給水契約を締結し、入居者分の水道料金をまとめて支払う共同住宅が約1,800棟(約40,000世帯)あります。(上記図参照)

この場合、当局は管理組合等への請求分をまとめて減額しますので、管理組合等は減免相当額を入居者に対し、個別に還付していただく必要があります。

本市としては、対策の効果が広く公平に市民の皆様に行き渡るため、減免相当額を入居者に還元していただくよう管理組合等に依頼文を送付するほか、県不動産協会等に出向き協力を要請します。

また、市政だよりやホームページでも周知を図り、丁寧な対応を行います。

(3)令和8年熊本地震の被災者への対応

住家が準半壊以上の被害を受けた方に対し、被災者支援として上下水道料金を2か月分減免します。

当該減免期間と物価高騰対策による水道基本料金の減免期間が重複する方に対しては、支援が公平に行き渡るよう、減免期間を調整します。

3 農業集落排水処理施設(C)について※申請不要

(1)減免期間

農業集落排水処理施設 基本使用料減免

・農業集落排水処理施設をご利用されている世帯

令和8年10月から令和9年1月の4か月間

10月～来年1月

(2)令和8年熊本地震の被災者への対応

住家が準半壊以上の被害を受けた方に対し、被災者支援として農業集落排水処理施設使用料金を2か月分減免します。

当該減免期間と物価高騰対策による農業集落排水処理施設基本使用料の減免期間が重複する方に対しては、支援が公平に行き渡るよう、減免期間を調整します。

4 浄化槽利用世帯及びくみ取り便槽利用世帯(D)について※要申請

上下水道及び農業集落排水未使用世帯

下水道使用料基本料金
4か月分相当額を支給

申請
期間

10月から来年1月末まで

(1)支給期間

- ・上下水道および農業集落排水を利用されていない世帯
- ・下水道使用料の基本料金 4 か月分に相当する額を支給
- ・申請期間は、令和8年10月1日から令和9年1月31日の4か月間
- ・郵送、電子申請、また浄化対策課および各区役所総務企画課の窓口でも受付
- ・詳細につきましては、「市政だより」や「市ホームページ」等で順次お知らせ